

「集中取組期間」における上下水道コンセッションの支援（案）

【日本再興戦略2016】（平成28年6月2日閣議決定）

公共施設等運営権方式を成熟対応分野の事業に導入する地方公共団体が、当該事業に有する債務を運営権対価等で繰上償還する際に、同方式の導入を促進する観点から、補償金の免除・軽減やその代替措置について夏までに検討し、本年中に結論を得る。

1 支援の基本的な考え方

- 上下水道事業については、今後、人口減少に伴う収入減、老朽化に伴う施設・設備の大量更新等が課題。
⇒ 長期にわたる運営権の設定により、更新投資を含めた広い範囲で、民間目線の経営を可能とするコンセッションの導入を促進。これにより、上下水道施設等の持続可能性確保・効率性向上。
- 「集中取組期間」を設け、今後の横展開の呼び水となる一定の「先駆的取組」(ファースト・ペンギン)を特例的に支援、案件形成にドライブをかける。

2 立法措置等

- 支援につき、平成30年度にPFI法改正による立法措置を講じることを前提として、政府部内で検討を進める。

「集中取組期間」における上下水道コンセッションの支援（案）②

3 支援対象事業

○ 「先駆的取組」として、運営権者が①事業期間中の更新投資に責任を持ち、②事業開始時に運営権対価（注1）を一括払いするコンセッションであって、③以下（イ）～（ハ）のすべての要件を満たす事業

（イ）人口減少：「将来推計人口」が大きく減少（団体区分別で全国平均以上減少）する地方公共団体の地方公営企業が行う事業

（ロ）厳しい経営環境：「企業債残高対給水収益比率（企業債残高対事業規模比率）」、「有形固定資産減価償却率」又は「管路経年化率（管渠老朽化率）」のいずれかが類似団体平均以上の事業

（ハ）自助努力：「料金回収率（経費回収率）」が類似団体平均以上（注2）の事業

（注1）運営権対価には、PFI法第20条に基づく建設費等負担金を含む。以下同じ。

（注2）今は類似団体平均未満だが、今後、類似団体平均以上に料金引き上げが確約された事業を含む。この場合、上記（ロ）について企業債残高対給水収益比率（企業債残高対事業規模比率）を適用するときは、料金引き上げ後に、類似団体平均以上であることが必要

4 支援対象債権

○ 支援対象事業に係る公営企業債のうち、金利3%以上で財政融資（旧資金運用部）資金（注3）が引き受けているもの。このうち、一括払いで受け取る運営権対価の額を、補償金免除繰上償還の上限とする。

（注3） 地方公共団体金融機構（旧公営企業金融公庫）資金についても、同様の支援（後述7を除く）を講ずるよう、政府から要請。

5 支援対象期間

○ 3年間の「集中取組期間」の時限措置とし、この期間内に必要な条例を制定（議会で議決）

○ 早期の案件形成促進の観点から、コンセッション導入の時期等によって免除額の扱いを区別することが考えられる。

6 支援規模

- 個々の地方公共団体の取組状況やアクションプランの目標件数も踏まえ、何らかの定量的な支援規模を設定する必要。

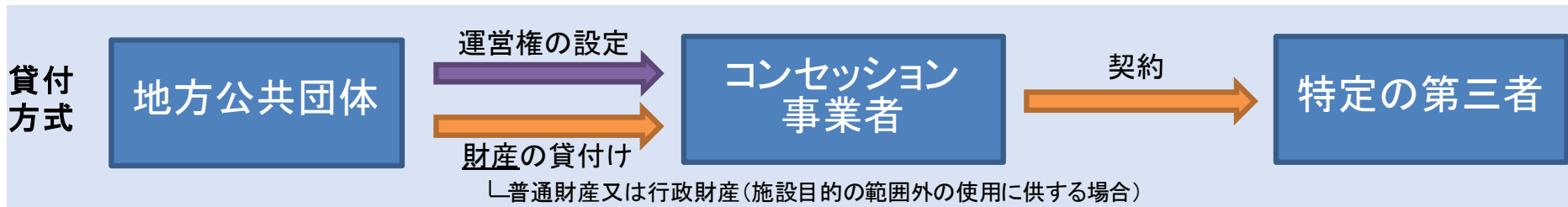
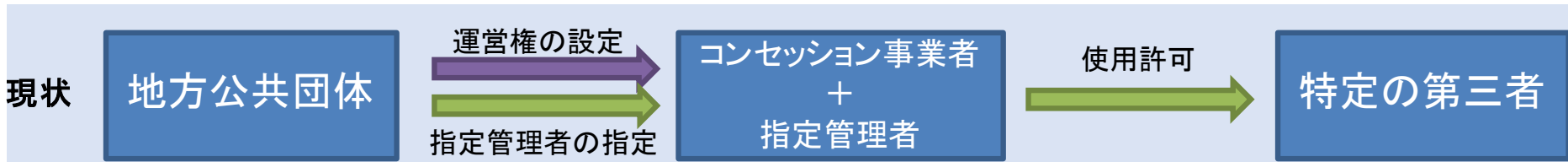
7 その他

- 支援対象事業に対する新規貸付けは、3年間停止。
 - コンセッション導入による補償金免除繰上償還を受ける地方公営企業は、公募により運営権者を決定することとし、公募プロセスにおいて複数社からキャッシュフロー改善計画の提出を求めた上で、運営権者を選定。選定された民間事業者（運営権者）の提案を踏まえて経営改善計画を策定し、キャッシュフロー改善目標を設定することとし、達成できなかった場合、一定のペナルティ措置を講じる。
- （ 法律事項を含むことから、今後の検討・調整により、技術的修正が生じることがあり得る。 ）

コンセッション事業者が特定の第三者に施設利用させる方式

1. 次に掲げる方式によって、現行法上、コンセッション事業者は、指定管理者制度を併用せずに特定の第三者に対して施設を使用させることが可能であり、今年度中に運営権ガイドラインを改正し、これらの方式を周知する。

- ① 対象施設を普通財産化した上でコンセッション事業者に貸し付けること
- ② 行政財産をコンセッション事業者に貸し付けること(施設目的の範囲外の使用に供する場合に限る。)



2. さらに、今国会提出予定の国家戦略特別区域法改正法案において、コンセッション事業者がその運営する公共施設等を特定の者に利用させることが出来るよう、その具体的な方策について検討し、その結果に基づいて、必要な措置を講ずる旨を規定する。

これを踏まえ、平成30年の通常国会に提出予定のPFI法改正法案に必要な措置を盛り込むことを目指す。

○日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)(抄)

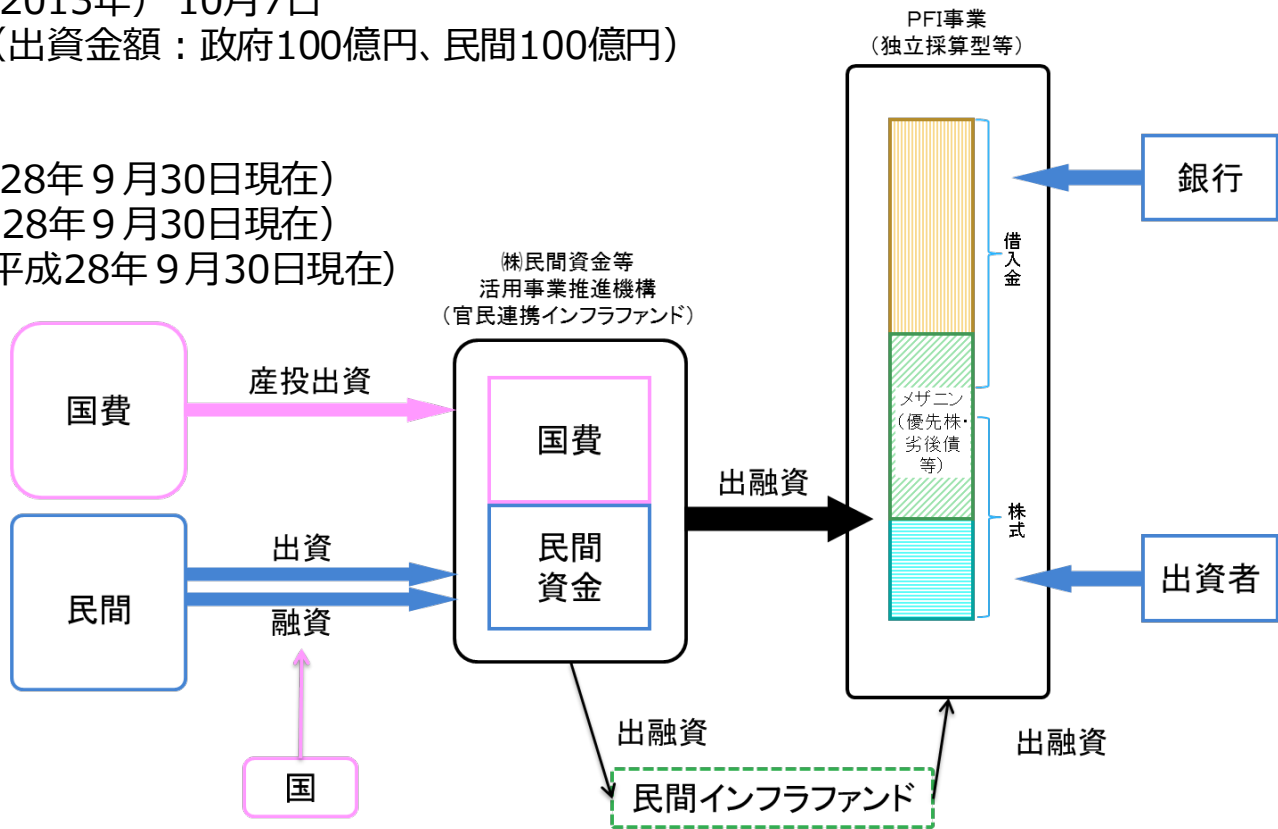
- ・ 文教施設について、指定管理者制度との二重適用が不要となる手法など、他の分野の事例も踏まえて、公共施設等運営権方式を進める上で必要となる論点を検討し、本年度中を目途に結論を得る。また、地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担について支援の仕組みを検討する。
- ・ クルーズ船向け旅客ターミナル施設等について、公共施設等運営権方式が活用されるよう、海外の事例やユーザーのニーズを踏まえた仕組みを構築する。その際、既存の事業とのイコルフットイングを図るため、既存の制度を公共施設等運営権方式へ適用する仕組みを検討するとともに、指定管理者との二重適用で不要となる手法についても検討する。

株式会社民間資金等活用事業推進機構(PFI推進機構)

PFI推進機構は、内閣総理大臣が定める支援基準に従い、独立採算型等のPFI事業（コンセッション方式を含む。）等に対する**出融資**（優先株・劣後債の取得等）や**案件形成のためのコンサルティング**を実施。



所在地 東京都千代田区大手町一丁目6番1号大手町ビル8階
 設立 平成25年（2013年）10月7日
 資本金等 200億円（出資金額：政府100億円、民間100億円）
 代表取締役会長 渡文明
 代表取締役社長 半田容章
 役員職員数 18名（平成28年9月30日現在）
 支援決定件数 19件（平成28年9月30日現在）
 契約額 295億円（平成28年9月30日現在）



PFI推進機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の創設

【要望の必要性】

地域における新たなビジネス機会の拡大や経済好循環を実現するとともに公的負担の抑制を図るために、PFI推進機構※1を活用して、PFI事業※2の案件形成を進める必要がある。そのため、機構はPFI事業へ出融資を行うために十分な財産基盤を維持する必要がある。

※1：株式会社民間資金等活用事業推進機構 ※2：コンセッション事業等の利用料金収入のあるPFI事業等

【要望結果】

株式会社民間資金等活用事業推進機構に係る法人事業税について、資本金等の額を銀行法に規定する銀行の最低資本金の額(20億円)とみなす資本割の課税標準の特例措置を5年間に限り講ずる。

【要望の効果】

年間9,000万円の税負担が軽減される見込み。

(算出根拠)

- ① 特例措置適用前 資本金額 20,000,000,000円 × 税率0.5% = 100,000,000円
- ② 特例措置適用後 資本金額 2,000,000,000円 × 税率0.5% = 10,000,000円
- ③ ① - ② = 90,000,000円

【経済財政運営と改革の基本方針2016(骨太方針)(平成28年6月2日閣議決定)(抜粋)】

公共施設等の整備・運営への民間のビジネス機会を拡大するため、(中略)民間資金等活用事業推進機構の活用等により具体的な案件形成を図り、地域経済の好循環を促していく。これにより、「PPP/PFI推進アクションプラン」に掲げる10年間(平成25年度から平成34年度まで)の事業規模目標21兆円を目指す。

【PPP/PFI推進アクションプラン(平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定)(抜粋)】

地域経済好循環の実現に向けて、地域におけるPFI事業を推進するため、民間資金等活用事業推進機構の資金供給機能や案件形成のためのコンサルティング機能を積極的に活用し、地域におけるPFI事業の大幅な掘り起こしを進める。

【未来への投資を実現する経済対策(平成28年8月2日閣議決定)(抜粋)】

インフラ整備の手法として、民間資金等活用事業推進機構も活用しながら、公共施設等運営権方式等のPPP/PFIの積極的な活用を図る。

【支援事例：秋山川浄化センター再生可能エネルギー発電事業】

- ・所在地：栃木県佐野市(人口約12万人)
- ・機構融資額：5,000万円(北越銀行、足利銀行と共同融資)
- ・支援先SPC：佐野ハイブリッド発電株式会社
(代表企業：(株)大原鉄工所(本社：新潟県))
- ・民間資金の呼び水効果：10.6倍



民間資金等活用事業推進機構 支援案件事例

事業名	秋山川浄化センター再生可能エネルギー発電事業
発注者	佐野市（栃木県）
事業概要	独立採算型事業による秋山川浄化センター（流域下水道の終末処理場）における消化ガス発電設備、太陽光発電設備の設置及び維持管理運営
ポイント	<p>① 消化ガス発電及び太陽光発電から生じた売電収入を前提とした、独立採算事業（公共の支出なし）であり、売電収益の一部が市に入る。</p> <p>② 事業期間終了後、施設が市に無償で譲渡（BOT方式）</p> <p>③ 地域の金融機関が融資を行い、地域の民間事業者がSPCの代表企業となった地域経済の活性化に寄与する案件</p>



事業詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・運営権者：佐野ハイブリット発電株式会社 ・事業期間：平成28年4月～平成48年3月（20年間） ・契約額（公共の収入）：約5,000万円（納付金） ・機構融資額：5,000万円 <p>事業スキーム</p>
------	---

事業名	箱島湧水発電事業
発注者	東吾妻町（群馬県）
事業概要	独立採算型事業による小水力発電事業（鳴沢川）
ポイント	<p>① 湧水発電から生じた売電収入を前提とした、独立採算事業（公共の支出なし）であり、納付金（公共の収入）が発生</p> <p>② 施設完成後、施設が町に無償で譲渡（BOT方式）</p> <p>③ 地域の金融機関が融資を行い、地域の民間事業者がSPCの代表企業となった地域経済の活性化に寄与する案件</p>



事業詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者：箱島湧水発電PFI株式会社 ・事業期間：平成27年3月～平成49年3月（22年間） ・契約額（公共の収入）：約2.4億円（納付金） ・機構融資額：調整中 <p>事業スキーム</p>
------	---